

を越ゆる超過又は相違ありたるとき其如何を問はず之を賦課す。
 第二百六十七條 取交爲したる貨物中、或る貨物に於いて重量超過、又は品質優良にして他の貨物に於いて重量不足、又は品質劣悪なるときは、課税は之を相互に補償し、之に倍額課税を賦課せず。然れども總計に於いて検査の額が申告の額より多きときは、其超過したる差額に對して倍額課税を課す。

第二百六十八條 秘露貨一磅に満たざる倍額課税は、如何なる場合に於いても之を課せず。

第二百六十九條 没收の處罰は左に掲げたる場合に於いて之を課す。

第一、貨物の内容にして慣習に反き二重底又は他の貨物中に包装し又は他の方法にて包装したる隠匿貨物ありたるとき。

第二、輸入貨物にして事實よりも劣悪なる品種なることを示したる虚偽の刷込文言を有したるとき。

第二百七十條 當事者の申請ありたるときは、没收の處罰は税關倉庫に於ける卸賣價格にて、貨物代現金支拂を以て之に代ふることを得。

第二百七十一條 輸入申告書に重要な脱漏又は誤謬ありたるときは、領事送状面の價格に對する五%相當額の罰金又は科料に處す。右の處罰は細目に於ける脱漏又は誤謬には之を適用せず。

重要な誤謬とは貨物を構成する材料に關するものを謂ふ。

化學製品に關しては製品の種類及名稱を記載することを以て足る。

當事者は輸入申告書の提出以前に於いては領事送状の申告を明瞭ならしめ、又は訂正を爲す權利を有す。

第二百七十二條 領事送状に申告したる貨物の價格が時價及積出港に於ける價格より低きこと、税關に於いて發見せられたるときは、價格の相違に該當する課税を倍額徴收す。

當事者が機宜を得たる時期に於いて之に關して明らかならしむるときは、右の割増税を賦課せらるゝことなし

第二百七十三條 従價税を賦課せらる可き貨物の價格が、當事者に於いて輸入申告者に申告し、領事送状に記載したる價格より高きときは、豫め荷主に申告價格と其二五%の利潤の支拂爲したる上、貨物を没收處分に付し没收を命じたる税關長の責任の下に之を公賣に付す。

第十六章 課税の支拂、貨物の交付及異議

第二百七十四條 輸入申告書に對して決算したる課税の總額は、現金又は個人振出にて銀行の支拂承認を爲したる小切手を以て之を支拂ふ可し。内金の支拂は之を受付爲さず。

第二百七十五條 輸入申告書に關する支拂は、其支拂を受付爲す日より平日三日の期間内に之を爲す可し。

第二百七十六條 前條に於いて定めたる期間内に支拂を爲さざりし輸入申告書は、最初の三日間の遅滞に對して延滞料の半額を支拂爲すことを要し、右の三日間を経過したる時は延滞料の全額を支拂爲すことを要す。

第二百七十七條 課税の支拂が爲されるときは「カイヤオ」税關に於いては收納官が、其他の税關にありては計算官が第二複本を以て其領收證を作成し、必ず其複寫を支拂人に交付す。

右の支拂證明書を呈示したる場合に限り貨物交付命令書を發す。貨物交付命令書は通關係長ある税關に於いては通關係長之に署名し、其他の税關に於いては税關長之に署名す。

第二百七十八條 輸入申告書に關して爲されたる決算書又は其支拂證明書は、輸入申告書に署名したる通關代理業者又は荷主に對してのみ之を發行することを得。但所管裁判命令ありたる場合は此限にあらず。

第二百七十九條 輸入申告書に關する決算に於ける數字上の誤謬、及課税の不正當なる賦課に基きたる超過課税の支拂に關する異議、領事査證料に關し、又は領事送状無きに因りたる罰金、又は科料に關する異議は、支拂

を爲したる時より一ケ年の期間内に、税關に之を提出することを要す。
何れの場合に於いても會計検査院に於いて之を判定す。右判定は支拂、異議の原因を含むものにして、之に異議の申立を爲すことを得ず。國庫に於いて爲す異議も前記會計検査院に於いて其決算を終了爲したるときは、之を受付爲さず。

第二百八十條 課税の支拂を爲さしめる貨物は、支拂を爲したる日より三日以内に税關より之を引取る可し。

然らざるときは第二百七十六條の規定に據り延滞料支拂の義務を負ふ。

第二百八十一條 輸入申告書に關する支拂受付日より起算し、第百八十九條の定めたる期間内に其課税を支拂爲さざりし貨物は之を遺棄したるものと認む。

第二百八十二條 課税を支拂ひたる後前物に於いて定めたる期間内に、税關より引受爲さざりし、貨物に關しても、之を同様に遺棄したるものと認む。

第十七章 保税倉庫倉入貨物

第二百八十三條 パイタ、カイヤオ、モイエンド及其他の税關にして保税倉庫の設備を有する税關に貨物を保税倉庫に倉入を爲さむときは、定めたる期間内に保税倉庫倉入申告書を提出す可し。

第二百八十四條 保税倉庫倉入手續は假置場に於ける貨物の輸入手續と同一形式にて之を爲し、同一の罰則を之に準用す。但其異なる所は保税倉庫倉入に先ち貨物に課せられたる罰税及罰金又は料金を單に支拂を爲すことにして、此證明なきときは保税倉庫に於いては之を倉入爲さず。

第二百八十五條 保税倉庫倉入申告書に記載したる貨物に對しては、當該事務所に於いて發行する預證券を當事者に交付す。

第二百八十六條 預證券は左に掲げたる事項を記載す。

預證券の番號、保税倉庫倉入申告書番號、税關の名稱、最初其手續を爲したる通關代理業者又は荷主の氏名、其住所、保税倉庫倉入の年月日、貨物の發航地及之を輸送したる船舶、貨物の記號、番號數量及種類の如き細目、貨物の内容、税率番號、疋立と爲したる外装込重量、決算したる課税、保税倉庫及預證券發行年月日、證券は「カイヤオ」税關にありては保税倉庫長「パイタ」及「モイエンド」税關にありては税關長之に署名し、倉庫保管人の受領證を添付す可し。

預證券には貨物の保税倉庫倉入年月日、及其藏置満期日、及公賣を爲したるときは其狀況よりも記載すべし。

第二百八十七條 保税倉庫預證券は之を裏書爲すことを得。被裏書人は荷主と認めらる。裏書は之を爲したる毎に文書を以て之を税關に通知するの義務あるものとす。

第二百八十八條 食料品及其他腐敗し易き貨物の保税倉庫藏置は單に九十日以内とす。但當事者の申請ありて税關長之を認めたるときは更に九十日宛之を延期す。

第二百八十九條 可燃性、腐蝕性又は他の貨物を損傷すべき貨物を保税倉庫に藏置することは之を許可せず。

第二百九十條 損傷又は自然減少を來すべき貨物を藏置したるときは、之を保税倉庫に倉入れたる際の内容に對して税を徴收せられ、何等の酌量割引を之に爲さず。

第二百九十一條 假置場に貨物を藏置する期間は一ケ年とす。但當事者申請を爲し豫め倉敷料の支拂を爲したるときは再び之を一ケ年間延期することを得。

第二百九十二條 保税倉庫藏置貨物倉敷料率は決算したる輸入税總額に對する毎月一%とす。

第二百九十三條 無税貨物は各個重量二〇〇疋に滿たざるもの毎月一〇仙、一〇〇疋を超えたるもの毎月二〇仙

を支拂ひ之を保稅倉庫に藏置することを得。

第二百九十四條 倉敷料の徴收に於いては、之を開始したる月を以て之を終了したる月と看做し毎月之を前納すべきものとす。

第二百九十五條 保稅倉庫藏置期間が満了したるとき及保稅倉庫藏置期間延期を申請して許可せられたる延期期間が満了したるとき、輸入申告又は再船積申告を爲さざりし貨物は其經過したる期間の倉敷料を支拂ひたるべきと雖も、之を其荷主に依りて遺棄せられたるものと認む。

第二百九十六條 保稅倉庫の藏置貨物の見本を取出さむとするときは、豫め文書を以て之を申請し、當該保稅倉庫倉庫倉入申告書を呈示することを要す。稅關長之を認めたるときは許可す。

取出したる見本に關しては、其數量が課稅單位に満たざるときも、課稅は之を一單位と爲して之を賦課すべし。
第二百九十七條 見本を取出したるときは、之を保稅倉庫預證券に記載し貨物の内部には貨物を再び呈示し封印を爲すに先ち其旨之を記載す。但右の手續は當事者の計算を以て之を爲す。取出したる見本及貨物の現在状態に關しては、證明書を作成して之に署名を爲す。

第十九章 見本、財寶及貴石

第三百四條 見本とは貨物の切片にして、其品質を知るに役立つものを謂ふ。

見本は商業上の價格を有することを得、又之を有せざることをも得。價格を有するときは、其數量にして之を許さば輸入貨物として申告することを要す。見本が各品各個の見本なるときは、之に見本の種類に關する總稱を爲し、其價格を記載し、之を一括して申告することを得。課稅は右價格に對して、之を賦課せらる可し。何れの場合に於いても見本は領事送狀を有することを要す。

第三百五條 見本は之を輸送したる船舶の一般積荷目録が提出せられたるときは、直ちに陸揚を無すことを得るのみならず、積荷目録の訂正を前に於いても手續爲すことを得。記載事項は之を一般積荷目録に爲し、後に之を訂正したる積荷目録に轉載す。

第三百六條 見本には本編第十五章に規定したる罰則を準用す。

第三百七條 財寶及上等なる貴石を包含する貨物は、其陸揚及手續に關して見本と同様の特權を享け、一般の罰則を之に準用す。

第三百八條 保稅倉庫の藏置貨物より見本を取出すには、法律又は規則の規定したる手續を履みたる場合に限り之を爲すことを得。然らざるときは、如何なる場合に於いても再検査の命令ありて之を検査する場合を除き、見本の取出は之を許可せず。

第二十章 穀物

第三百九條 陸揚爲したる穀物にして「カイヤオ」港仕向なるものは、之を倉入及通關手續の爲め、國立ベヤツイスタ穀物保稅倉庫に搬入することを要す。

第三百十條 穀物は岸壁に於いても之を手續することを得。此場合に於いては、輸入申告書は之を國立倉庫會社に依りて査證せらるゝことを要し、之に一ヶ月の倉敷料を支拂ふ可し。

第三百十一條 穀物輸入申告書に關する課稅は、輸入申告書の決算後之を支拂ふことを要す。検査官の選任は輸入申告書複本を以て其手續前に之を爲すものとす。

第三百十二條 検査に於いて超過及差違ありたることを認めたるときは、一般の罰則を之に準用す（第四編第十五章）。

第三百十三條 穀物に於いては五%の黙認差額を認む。

第二十一章 爆發物

第三百十四條 爆發物の手續は、カイヤオ、モイエンド及イキートス税關及之れが資格を有する他の港に於いて之を爲すことを得。

右の手續には特別なる規則を準用す。

第二十四章 貨物の遺棄

第三百三十六條 貨物の遺棄は申出又は黙認に依りて之を爲すことを得。

當事者に依りて申請ありたるときは、之を申出に依る遺棄と爲す。

手續申告又は保税倉庫倉入申告、課税支拂又は税關より貨物引取に關して法律又は規則の定めたる期間満了したるときは、之を黙認に依る又は合法的遺棄と爲す。

第三百三十七條 申出に依る貨物の遺棄は常に課税の支拂を爲すに先ち、之を申請することを要す。

第三百三十八條 左に掲げたる場合に於いては貨物は、之を合法的に遺棄せられたるものと認む。

第一、強制手續を要する貨物にして之を陸揚爲したる後第百八十九條に於いて定めたる期間内に手續申告を爲さざりしもの。

第二、税關假置場搬入貨物にして其假置場に搬入爲したる後同上期間を経過するも手續申告を爲さざりしもの。

第三、貨物にして輸入申告書に關する課税を其支拂受付日より起算し同上期間を経過するも支拂爲さざりしもの。

第四、貨物にして其課税の支拂を爲したる後同上期間を経過するも之を引取爲さざりしもの。

第五、保税倉庫藏置貨物にして保税倉庫藏置期間を経過するも之を輸入申告又は再船積申告爲さざりしもの。

第三百三十九條 申出又は合法に依る貨物の遺棄ありたるときは、次章に記載したる方法を以て之を公賣に付す。

第二十五章 船舶及貨物の公賣

第三百四十條 船舶の公賣は其没收を爲すべき宣告ありたるとき之を爲す。

第三百四十一條 貨物の公賣は左に掲げたる場合に於いて之を爲す。

第一、没收を爲すべき宣告ありたる場合

第二、前章に記載したる申出又は合法に依る貨物の遺棄ありたる場合

第三、可燃性、腐蝕性又は他の貨物を損傷すべき貨物にして税關長の指定したる期間を経過するも手續申告を爲さざりし場合

第四、旅客携帶品にして其陸揚後六ヶ月を経過するも其持主より請求なかりし場合

第三百四十二條 税關長に於いては密輸入にして之に宣告ありたる場合、當事者の申出ありて決定爲されたる申出に依る貨物の遺棄ありたる場合、及其他の場合は當該係の報告を審査し當事者又は貨物の合法上の代表者を召喚して公賣を爲すことを命ず。

第三百四十三條 合法に依る貨物の遺棄ありたる場合に於いては公賣の宣告は第三百三十八條の定むる期間を経過したる後之を爲す。

第三百四十四條 公賣開始時間前に於いては當事者は課税及之に課せられたる罰金又は料金の支拂を爲して其貨物の引取りを爲すことを得。

第三百四十五條 貨物の評價は評價表に依りて之を爲す。之無きときは領事送狀に依りて之に經費として二五%を加算したるもの又は商業送狀に依りて之を爲すも右兩者の場合に於いては課税及罰金又は料金は之を割増徴收を爲す。送狀なき場合に於いては評價は二人の評價人に依りて之を爲す。送狀に依りて評價を爲すときは貨物の價格及課税より海損等に因る酌量割引を控除す。

第三百四十六條 船舶の公賣は商法（第五百九十二條第二項及第三項）及民事訴訟法（第六百九十六條）に於ける規定に依りて之を命じ且之を公表せしむ。

第三百四十七條 貨物の公賣は港に新聞ありたるときは新聞に六日間之を公表す可し（民事訴訟法第六百九十四條）。當事者之を爲すことを辭したるときと雖も右の公告を省略することを得ず（民事訴訟法第六百九十七條）。カイヤオ税關に關したる場合は、公告は右の外里馬に於ける大發行部數を有する新聞の一に之を掲載せしむべし。

第三百四十八條 公告には左に掲げたる事項を記載すべし。

- 第一、貨物の記號、番號、數量及種類、輸送船舶及輸入の年月日
 - 第二、貨物の仕出地
 - 第三、關稅定率法に依る詳細なる内容
 - 第四、評價額
 - 第五、公賣の場所及日時
 - 第六、公賣入札者たるに要する供託金額
- 公告の末尾には之を爲したる年月日及官許公證人の署名を記載し、公證人あらざるときは稅關書記官の署名を

記載すべし。

第三百四十九條 評價の六%を供託爲したる者に限り公賣入札者たることを許可せらる（民事訴訟法第七百二條第二項）。

第三百五十條 如何なる場合に於いても評價額の三分の二に満たざる入札額は之を受付爲さず（民事訴訟法第七百條）。

第三百五十一條 公賣入札者たらむが爲め供託したる金額は、公賣後之を供託者に返付し最高入札者の供託金は其義務履行上の保證金として之を留保す。此場合に於いては公賣額の一部と認む（民事訴訟法第七百二條第七項）。

第三百五十二條 公賣入札者あらざるときは公證人に依りて、公證人あらざる所にては裁判所書記に依りて、當該手續文書を作成し原評價より一五%を控除したるものを其評價額と爲して第二回公賣を爲す。第二回公賣に於いても亦入札者あらざるときは、第三回公賣を行ひ之を落札を爲すに至る迄何回にても必要なる丈の公賣を爲し、毎公賣の都度前公賣の評價額の一五%を控除す。此等の公賣には民事訴訟法の規定を準用す（第七百條）。

第三百五十三條 凡ての公賣は第一回公賣と同一の形式にて公告したる上之を爲すも、第二回及其以後の公告期間は單に貨物にありては三日間、船舶にありては六日間とす（民事訴訟法第七百十條）。

第三百五十四條 公賣は公賣委員會を開きて之を行ふ。之を組織する者は其委員長たる稅關長、郡收稅官、收稅官あらざるときは收稅官の代理を爲す稅關收納官、監視部長及官許公證人とす。官許公證人あらざるときは監理部書記官其事務取扱を爲す。委員會は其會員三名在りたるとき之を開會することを得。

法律上差支ありたるときは、公賣委員會の會員は之を法律に依りて交替せしむることを得。

第三百五十五條 公告費其の他費用の如き公賣の費用は公賣金より之を控除す。

第三百五十六條 税關は公賣金の總額を其帳簿に記載し、之より經費、課税、罰金又は材料及懲罰に依る金額を控除し其殘餘は之を荷主に交付す。但豫め申請書を提出することを要し之に其權利を證明する書類を添附すべし。

第三百五十七條 公賣を爲したる日には其都度税關に於いて備ふることを要する特別帳簿に詳細事項を記載し公賣委員會の全員之に署名を爲す。

第三百五十八條 當事者にして其權利を證明したるときは、自己に關する部分の公賣手續上の證明複寫を申請することを得。但豫め證明書を收入印紙にて支拂爲すことを要す。

第三百五十九條 貨物の公賣を爲す者は地方消費税及其他に之を賦課することを得る課税の支拂を爲すの義務を有す。

第三百六十條 貨物の持主在らざるときは、之に該當すべき公賣の殘餘金は供託金庫に保管し裁判の結果權利ありと爲されたる者に之を交付す。

哥倫比亞

一、貨物輸出上の必要書類

六通一組の領事送状が必要である。査證料は送状價格の三分、之に原本に貼付すべき二弗五十仙の收入印紙、之等の料金は全部本國税關に於て徴收せられる。

一九三一年九月十六日附の法令に依れば、哥國向領事送状に記載すべき外國商品の價格に關し、次の如く規定して居る。

「原産國の主要市場に於ける同一又は類似商品の輸出の時に於ける卸賣價格に、容器、荷造費其の他原産國の船積港に搬出する迄の費用を加算したるものを指す」

斯くの如き主要價格及諸掛は船積當日に於ける爲替相場を以て哥貨ペソに換算し申告すべきである。

右は商品が實際に買付けられ、又は一定契約の下に船積されし商品の場合であるが、若し買付けられたるにも非ず、又一定契約の下に船積されたるものでもない場合は、主要價格及諸掛は原産國の貨幣にて表はすと同時に、船積當日の爲替相場に依り、哥貨ペソに換算併記するを要する。

輸出税、領事査證料、海上運賃、保険料は送上價格中には包含せられないのである。

(イ) 領事送状は(一)メールにて輸入される五十ペソ以下の商品、(二)難破船より引揚の商品、(三)外國にて使用せる家具、少くとも輸入の六ヶ月前に買付けたるもの、(四)職業上使用する器具、(五)海外にて死去せる哥倫比亞人の所有品等に對しては不要である。

(ロ) 船荷證券 領事送状には船荷證券の原本及一通の複本を添附することが必要である。査證料としての一弗五十仙の収入印紙貼付は本國税關に於て要求される。

指圖式B/Lを添附した貨物は、其所持人又は正當なる裏書人のみ受取ることが出来る。手形が賣買條件に従つて支拂はれ又は引受けられる迄は、銀行は書類に對して責任を負ふ。又名宛人が手形を引受けてB/Lの原本を入手する迄は貨物の引渡を受くることが出来ない。

(ハ) 原産地證明書 三通一組。査證は無料である。

二、必要書類無き場合の貨物通關

荷受人が通關に際しB/Lを提出し得ない場合は、税關收税官は其の査定せる商品價格の二倍に相當する保證を提出せしめ、九十日以内にB/L提出を條件として、貨物を引渡す。

領事送状を提出出來ず、又税關も其の寫を送付されて居ない場合は、右と同様の方法に於て貨物の交付を受くるのである。

三、輸出地に哥國領事館駐在せざる場合の査證

右に於ては友邦國の領事、又は公證人其他公文書の證明をなす者の査證にて足りる。

四、商品上及包装上に本邦産なる旨の表示を要求する法規はない。

五、證明上記載の度量衡單位はメートル法、貨幣單位は哥貨ペソである。

六、旅客手荷物

左記物品は旅客手荷物として搬入された場合は、無税にて輸入が許可される。

(イ) 書籍及手記、(ロ) 職業上の必要器具、(ハ) 五百瓦以下の製造煙草、(ニ) 一個の携帯タイプライター、計算

器及附屬品、(ホ) 商賣上以外の寫眞器及彫刻、(ヘ) 旅行用具、私用品及使用濟電氣器具化粧品。手荷物として輸入された物品が二百ペソを超過する場合は、領事送状が必要である。領事送状なき場合は價格に關し誓書を提出せねばならぬ。

七、保税倉庫

保税倉庫は、國內消費の爲の商品並に船待の間商品の保管を爲し、其領收證は流通も出來又之を禁ずることも出来る。入庫品は之を評價し、二年以内に貨物を引取り、税金其他の諸掛りを支拂ふ條件で、税金の倍額に相當する保證を提供せしめられる。二年以内に引取らない時は、貨物は遺棄されたものと見做されるのである。保税倉庫内に於ける加工は許可される。

八、戻 税

哥倫比亞に於ける製造又は加工に外國品を用いたる物の輸出に際しては、輸入の時に支拂つた輸入税の八五%を返戻される。若し此作業に依り二個以上の製品を得た場合は、重量、才積、數量、價格、其他製造に用ひた外國品の課税に必要なる要素を基準として之を按分する。

九、荷 造

荷造上注意すべきは左の二項である。

(イ) 一切の輸入税は總量に依て課せられる。

(ロ) 同一荷物内に税率の異なる貨物が荷造されて居る場合に、各貨物の純量が領事送状に記載され且つ容器並に包装の重量を各別に記し總掛重量の合計を知り得る様出來て居ないと、荷物は開封検査され税額の五分に當る追加費用が徴收せられる。而して包装は其包含する材料中最高率のものに準じて課税される。

以上の點に鑑みて、荷造は輸送の安全なる程度に於て軽く且つ堅牢なるを要し、且輸入税率異なる商品は別個の荷造となすのが賢明である。

一〇、參考資料として一九三二年三月十四日附を以て在紐育哥國領事館が在外同國領事館宛に送付した廻章第一號を左に譯出することとする。右は在外の同國領事執務上の統一を企圖するが爲に特に發したるものであつて、哥倫比亞の輸入關係手續を規定するものと觀て差支へないものである。

送狀及積出

取扱時間 積荷書類を査證する爲め領事館事務所は午前九時より午後三時迄開館す。法律の規定に據れば定まりたる船舶に對する送狀は同船の出帆前日正午迄に非ざれば之を受付くることを得ず。

船舶の出帆後に呈示されたる送狀は、之を遲滞書類として査證し、其旨送狀に明らかに記載して之を證明す。

右の送狀は汽船會社に依りて作成せられたる附屬積荷目録を之に添附することを要す。

茲に注意すべきは前記の時間は、領事の執務時間にあらずして査證を受くる爲め積荷書類を呈示することを得る時間たることとする。

積荷目録・積荷目録は汽船會社に於いて印刷せしめたる書式を以て之を作成す。積荷目録は領事の査證を要せざるも、以下記述の送狀一覽表と對照の爲め、其一通は之を領事館にて届出づるものとする。右は一切の照會に備ふる爲め、領事館綴込書類中に之を綴込み保管することを要す。

送狀一覽表 送狀一覽表は各船關係領事送狀全部を以て之を作成し、之に送狀の番號、各送狀貨物の重量及價格及船荷證券の番號を記載するものとする。右の一覽表は之に記載したる全送狀の第三通と共に汽船會社に托して封緘の上、之を貨物輸送先き税關長に送付すべし。送狀一覽表は貨物輸送先たる各港別と爲し、且つ外國港仕向

にして「コロンビア」港積換貨物に對しては之を貨物別と爲す可し。

領事に於いては右送狀一覽表作成の時間を有せむが爲め、送狀の受付は前記の如く船舶の出帆前日十二時迄の外之を爲さざることを規定するものとする。

領事送狀 領事送狀は之を六通査證し、之を左の如く割當て配付す。

- 領事送狀一覽表と共に當該税關長宛 一通
- 共和國會計總監宛 一通
- 外務大臣宛 一通
- 領事館綴込書類として 一通
- 當事者に返付の爲として 二通

但右二通は當事者に於いて其一通は之を其他の積荷書類と共に受託者宛にて送付し、他の一通は積出價格取立受託銀行に宛て、銀行に於いて資金送付上必要なる許可を爲替及輸出統制事務局より受くる爲め之を送付するものとする。

領事送狀には當該査證料は税關に於いて之を支拂ふ可きものなる旨記載すべし。

小包郵便 五〇「ペーソス」又は以上の價格の小包郵便を發送するには、領事送狀を要す。此の場合の小包郵便に於いては、税關宛の送狀は領事に於いて之を仕向郵便局小包郵便係長宛封書に收め、其場合如何に依りて「プエメヴェンツィラ」、「カルタヘーナ」、「バランキヤ」又は「ツマコー」の港灣郵便係長宛封書に之を同依の上其郵送、取扱方を依頼すべし。

會計検査院に依りて公式に裁決せられたる新領事送狀に關しては、了知せらるゝ通り『各貨物の國內價格』と

題したる最終欄に記載事項を爲すの要は無之、亦送状の裏面所載の積出人の申告第四項も之を必要と爲さざることを知らざる可からず。凡て價格は總計小計共に之をコロンビア貨幣を以て記載することを要す。領事送状は一委託者の一受託者又は受託商店に對して爲したる一積荷に關して之を爲す。貨物には統一したる記號を記載する習慣ある小麥、セメント、雜穀類等の如き貨物に關する積荷の場合を除き、繰返したる記號及番號を記載することを得ず。相違したる記號を有する同一番號及相違したる番號を有する同一記號は之を繰返したる記號及番號と認めず。

船荷證券・領事送状一組には當該船荷證券の原本及一通の複本を添附するものとす。右は其一通は之を領事館綴込書類と爲すものとし、他の一通は當該稅關長に宛て送状一覽表と共に之を送付するものとす。

商業送状 領事送状と共に商業送状を呈示することは既に之を必要とせず。

原產地證明書 領事送状には送状記載貨物の原產地證明書を添附することを要す。右は西班牙語にて記載したる三通一組の書類にして一通は受託者用として積出人に、一通は之を領事送状一覽表と共に當該稅關長に、第三通は之を領事に於いて外務大臣に送付する爲め各々之を配分するものとす。

領事は原產地證明書を無料にて查證すべし。

原產地證明書は當該地の商業會議所又は他の團體又は公式に之を證明する吏員之を作成す。貨物にして其仕出地を外國とするときは、積出國に關する限り其原産國の原產地證明書を必要とす。若し之あらざるときは本件に關する限り當該國が其積出地に駐在せしめたる領事の原產地證明書を要す。

訂正書 積出人が送状面に誤謬を爲したるときは、訂正書を依りて之を訂正爲すことを得。

右は六通一組にて之を提出するものにして、之れが配分は送状と同様とす。

訂正書は左に記載したる場合に於いては之を受けざるものとす。

(イ) 委託が委託者より受託者又は受託者を代表する者に對する權利の讓渡なるとき受託者を變更せむとする
こと。

(ロ) 既に「コロンビア」に到着し従つて共和國の稅關の管理下に置かれたる貨物の重量、價格又は稅關申告に關して訂正を爲さむとするとき。

積荷目録に關しては訂正は之を訂正書を以てせず、汽船會社が作成したる過不足追加表に依りて之を爲す。積荷目録過不足追加表は領事に依りて查證爲さるゝことを要せず。

武器及爆發物の積出、左に記載したる貨物の輸入に對しては陸軍省の特別許可書を必要とす(貨物省略)。

當該送状には許可の年月日を記載することを要し許可證は之に積出を爲されたる旨記載して領事館綴込書類中に之を綴込み保管するものとす。

食料品清純證明書 食料品罐詰業者は、其生産品が當該國の衛生に關する法律及規則に準據したるものなることとに關し當該衛生官憲又は國內法に依りて之に當る團體の發行したる證明書を呈示することを要す。右の證明書は單に一回之を呈示爲したるときは爾後の取扱に際し之を有効とす。領事送状には左の如き文言を記載すべし。

「本送状に記載したる貨物の積出人は食料品の清純に關する一九二八年大統領令第七四九號の規定條項を遵守

せり」

領事館に於いては食料品清純證明書記入簿を備ふものとす。

豚脂輸入手續 該手續には其豚脂を製造爲したる豚が生前及死後健康にして其豚脂を人間の消費上不適當ならしむるが如き何等の疾病に犯されざりしことを検査の上申告したる信憑すべき公式證明書二通一組を添附するこ

とを要す。右證明書は仕出國の國語を以て記載したるものを提出し、之に一通の西班牙語譯文にして領事之を査證したるものを添附することを要す。

當該領事送狀には左に掲げたる文言を記載すべし。

「内國衛生救護局決議第五九二號規定の公式證明書提出せられたり」

藥品輸入手續 藥品輸入に際しては積出人に於ては當該領事送狀申告文言の下に藥劑品委員會が之に下附したる「コロンビア」國內藥劑品販賣許可書の番號を記載することを要す。然らざる時は送狀は之を査證爲すことを得ず。

料金及報酬 (上略)總ての料金は「コロンビア」國に於いて税關又は外務省之を徵收す。但債券及其査證に關する料金は領事館に於いて之に該當したる印紙を旅券に貼付して徵收す。此外領事は如何なる場合に於いても執務時間中に爲したる職務に對して自己の爲めに料金又は報酬を取立つることを得ず。

領事館事務所執務時間 領事館事務所は領事事務の圓滿なる進捗を期する爲め商業上の通常活動時間中は之を開館するものとす。一九三〇年の大統領令第四五三號第二一條の規定に曰はく「領事館又は領事館員は平日に於いては毎日八時間勤務することを要す。事務所は公衆に對しては六時間執務と爲し、殘餘の二時間は之を事務所内の事務に充つ可し」と。

仍ち之を以て領事館事務所執務時間は左の如しと爲す。

自月曜至金曜 自午前九時至午後五時
土曜 自午前九時至正午

以上

ヴェネズエラ

ヴェネズエラ向貨物に添附すべき書類の規則其他に關して、本邦駐在同國總領事館の回章を左に掲載することとする。

ヴェネズエラ國行輸出用書類證明規則摘要

一、ソポールド (Sobordo: manifest)

「ヴェネズエラ」港行貨物を積載したる船舶の船長は、正規の書式により「ソポールド」四通を作製、之に船荷證書 (Conocimiento de embarque: Bill of Lading) 副本各三通を添附の上(輸送貨物が途次他の船舶に積替を要する場合は第六項に準據し該貨物積替港名を記載すべし)、該貨物を輸送する船舶の出帆前日の執務時間内迄に當該領事館へ提出し其證明を申請するを要す。

前記證明料は「ソポールド」記載貨物一個に付十五「センチモ」とし、其合計が十「ポリーヴアル」に達せざるときは、十「ポリーヴアル」(米貨貳弗)を以て最低額とす。但該證明料は貨物仕向港に於て着船と共に、荷受人、貨物所有主又は船長より、正規の手續を経て當該官憲に之を納入するものとす。

二、領事送狀 (Factura consular: Consular Invoice)

「ヴェネズエラ」行貨物の荷主は、正規の書式により各領事送狀四通を作製、之に各船荷證書正本一組(三通)を添附の上(輸送貨物が途次他の船舶に積替を要する場合は第六項に準據し該貨物積替港名を記載すべし)、該貨物を輸送する船舶の出帆前日の執務時間内迄に、當該領事館に提出し其證明を申請するを要す。

前記證明料は送状記載價格の千分の十五とし、該金額が五「ボリーヴァル」に達せざる時は、五「ボリーヴァル」(米貨壹弗)を以て最低額とす。但該證明料の納入方は前項但書の規定に據る。各領事送状に對する船荷證書正本一組(三通)の證明捺印は之を無料とす。

三、ソポールド及領事送状提出日時

右は前記二項の如く之を規定するも、當該船舶が入港と出港との日を同じふする場合に限り、豫め其前日中に其旨を當該領事館に通告し其出帆當日の執務時間内に其證明を申請し且其下付を受くることを得。

四、書類の配分

前記の各書類は其様式及内容に缺陷なき限り、直に當該領事館に於て之を受理し、證明手續完了の上、之に次ぐ執務時間内に(但第三項の場合は此限にあらず)左の如く配分す。

イ、船長に對し「ソポールド」及船荷證書副本一通を返附す。

ロ、荷主に對し領事送状各一通及各船荷證書正本一組(三通)を返附す。

ハ、「ソポールド」一通及領事送状各一通を、貨物仕向港税關長に宛てたる封筒に收め、館印を以て之を封緘したる後同船長に交附す、而して同船長は貨物仕向港に到着すると同時に之を其税關に提出すべし。但輸送貨物が途次他の船舶に積替の場合は第六項後段の規定に據る。

ニ、「ソポールド」、領事送状及船荷證書副本各一通を、領事館より直接「ヴェネズエラ」國大藏省會計検査局に郵送す。

ホ、殘餘の「ソポールド」、領事送状及船荷證書副本各一通は領事館備付の爲め之を保存す。

五、「コロンビア」國行通過貨物に對する「ソポールド」及領事送状、

「ヴェネズエラ」港灣を経て「コロンビア」國に貨物を輸送する場合には、該貨物に對する領事送状、「ソポールド」及船荷證書に、通過貨物仕向港名及「コロンビア」行通過貨物なる旨を明記するを要す。此等貨物に對しては別に「ソポールド」四通を作製、之に船荷證書副本各四通を添附すべし。而して證明の上、(イ)船長に對し「ソポールド」一通及船荷證書副本各二通を返附し、(ロ)荷主に對しては前項同斷、(ハ)荷物仕向港税關長宛封筒には前項記載の外船荷證書副本各一通を加封し、(ニ)大藏省會計検査局に對しては「ソポールド」及領事送状各一通宛、(ホ)前項同斷の通り之を配分す。

六、輸送貨物が途次積替の場合に對する規定

「ヴェネズエラ」國行貨物が、輸送の途次何れかの港灣に於て中繼の爲め他の船舶に積替を要するものなるときは、前記の「ソポールド」、船荷證書及領事送状に、途次貨物の積替を爲すべき港名を記載し、若し出來得るならば該貨物を仕向港に輸送する船舶名を記載すべし。

貨物積替の爲め中繼港に於て該貨物を引繼ぎたる船舶の船長は、前記第四項(イ)に記載する「ソポールド」及(ハ)に記載する貨物仕向港税關長宛封書を、同港に駐在する「ヴェネズエラ」國領事館に提出し、貨物積替證明を受くるを要す。

前記證明料は貨物積替一件に付二十五「ボリーヴァル」(米貨五弗)とし、其納入方は第一項但書の規定に據る。

七、書類訂正證明

貨物の種類又は數量等の變更、或は其他の理由により「ソポールド」及領事送状中に文字の訂正を爲したるときは、其訂正證明を受くるを要す。

前記證明料は一件に付十「ボリーヴァル」(米貨貳弗)となし、其納入方は第一項但書の規定に據る。

八、規定数以外の書類の證明

前記各項に記載する規定数以外の書類の證明又は捺印に對しては、一通に付證明手数料五「ボリーヴァル」(米貨壹弗)を徴收す。

九、「ソポールド」及領事送状用紙は領事館より下附する規定の用紙を使用するを要す。但「ソポールド」用紙は四枚一組金貳圓、領事送状用紙は四枚一組金壹圓貳拾錢とす。

一〇、執務時間

領事館執務時間は祝祭休日を除き、午前十時より正午十二時及午後二時より三時迄、土曜日は午前十時より正午十二時迄とす。但七月一日より八月三十一日まで、平日と雖も午前十時より正午十二時迄とす。

一一、祝祭休日

祝祭休日を次の通りとす。各官廳に於て公休日と規定する日の外、四月十九日「ヴェネズエラ」獨立運動勃興紀念日、六月二十四日「カラボーボ」戰勝紀念日、七月五日「ヴェネズエラ」獨立紀念日、七月二十四日「ボリーヴァル」祭、其他各官廳に於て隨時一般休日と公布したる日。

一二、執務時間外取扱

前記祝祭休日又は執務時間外に證明を申請又は證明書類の下附を受くるものに對しては、其都度孰れも總領事の場合に於ては八十「ボリーヴァル」(米貨十六弗)、名譽領事の場合に於ては二十五「ボリーヴァル」(米貨五弗)の手数料を徴收す。第一項、第二項及第三項に規定する時間後又は期日後に提出する書類は、之を時間外に提出せるものと見做し、執務時間外取扱手数料を徴收す。

一三、郵便に據る書類の提出

郵便に據り前記輸出用書類を提出して證明を申請することを得。但郵便物の到着したる日時を以て之を提出したる日時と認む。而して其取扱方は前項各項の規定に據る。

同上方法により書類の返還を希望するものは、該書類返送用として其返送先宛名を明記し、且速達又は書留等に要する郵券を添附したる適當の大きさにして堅固なる封筒を同封するを要す。

前記返送の場合に於て、書類の不完全其他の理由等に基く查證又は證明の遅延、返送用として添附しある郵便切手の不足に基く郵便物種別の變動、表記宛名の誤記不明等に基因する書類の誤達又は遅達其他遞送に基く一切の事故に對しては理由の如何に拘らず領事館は其責に任ぜず。

一四、其他 茲に記載なき取扱方に關しては「ヴェネズエラ」國領事事務組織法及同稅關法の規定に據る。

尙右規定の外商品及包装上に本邦産なる旨の表示の必要はなく、原產地證明書も不要である。

(ロ) 船荷證券 査證は無料である。

(ハ) Sobordo 一組六通・船會社の提出すべき書類であるが其證明料は、領事送狀證明料の三割で輸出者の負擔である。

二、原産地證明書及原産地標記
兩者共其必要はなし。

三、諸書類の記載單位
度量衡は「メートル」法、貨幣は米貨弗。

四、小包郵便

重量二十二封度以下の荷物は小包便にて書留となし發送することが出来る、小包郵便物でも價格四十弗以上のものは、普通船積貨物同様の領事送狀が必要であり、若し之を怠るときは普通税金の外に更に其三割の追加費用を要する。

商業送狀は小包郵便には總て證明せねばならぬ。若し之を缺くときは税金の二割五分の附加税が徴收せられ、無税品の場合は、從價一割の税を課せられる。但し領事送狀ある場合は右の税を免除せられる。

五、見 本

商業上無價値の見本は重量十八オンス、容積十二×八×四吋迄見本便にて發送することが出来る。見本には「Muestras sin Valor」と附記し容易に検査出来る様荷造することが肝要である。斯くの如くして送付されし見本は書類並に税關手續を免除され郵税も安い。
小包便、急行便、船便にて送付した見本は、他の普通貨物同様の書類が必要である。

商業上無價値の見本は無税であるが、税關當局が價値ありと認めたものに對しては、同種の商品同様の税金が課せられることは云ふ迄もない。

六、輸入禁止

一九三四年五月二日實施を以て一部商品の輸入禁止を施行したが本邦關係要目は左の通りである。

税番九〇二 サージ綾其の他各種綿布百米平方八疋以上のもの

同 九〇四 平綿布百米平方七疋以上のもの

同 九二〇 敷布類

同 九二一 蒲團類

同 九三〇 綿毛布類

同 一〇五四 絹及人絹交織布

同 一〇五五 絹及人絹布

同 一〇七六 靴下シャツ等莫大小類一切

同 一〇七七 天絹及人絹婦人服

同 一一七四 櫛一切

右禁止令は「スケレ」貨暴落に係る暫定的措置であつて、萬一商品の不足又は小賣値暴騰する場合には、一九三三年輸入取扱額に比例し特に許可せられることもある由である。

ボリビア

一、貨物輸出上の必要書類

(イ) 領事送状 領事送状は五通、秘露國經由の場合は六通を要し、西語又は英西兩語にて認むるを要する。領事送状は一通に付一シルリングにて領事館より購入すべく、査證状は送状面金額の六分である。但し名譽領事館の場合は更に右送状金額の六分に相當する金額の二分五厘を名譽領事館に於て徴收し、前記六分の手數料は本國に於て荷受人より税關に支拂ふべきである。

送状面には貨物全體の仕切價額を示すと同時に、各項別の價額を明記せねばならぬが、運賃、保險料は此合計中より除外されねばならぬ。

(ロ) 商業送状 送状二通を領事送状及船荷證券に添附するを要し、ボリビア國領事は其寫を控として留置き原本は「スタンプ」を押して出荷人に返付する、右は積荷の市價を示す爲のものに過ぎない。

ボ國税關に於て商業送状を提出しないときは、領事送状面價格の五%に相當する罰金を課せられる。尙商業送状に於ける賣買上の割引は從價税額決定より除外せらるる規定である。

(ハ) 船荷證券 ボ國宛輸送貨物は秘露、智利、伯刺西爾、パラグアイ及亞爾然丁を經由するのであるから、積出は前記諸國の一港に宛ててなし積替をなすべきであり、此際査證を受ける爲めに提出すべき船荷證券の枚數は「モレンド」(秘露)經由は六通、「アントファガスタ」(智利)經由は五通、其の他は四通である。

二、原産地證明書及原産地標記

原産地證明書の必要はなく、且つ商品上及包装上に原産地標記をなすべき規定もない。

三、小包郵便

重量二十二封度以下の小荷物は、二通の税關申告書を添附し、小包郵便として發送することが出来る。價額の如何に拘はらず、小包の通關には商業送状が必要である。無價値の見本、又は四十弗以下の商品の小包に對しては領事送状は不要であるが、價額四十弗を超過する小包には商業送状の外領事送状四通が要求せられる。

四、見本

無價値の見本は重量十八オンス、容積十二×八×四吋以内は見本便にて發送することが出来る。此種の見本は「Muestras sin Valor」と明記し、内容検査を容易ならしむる様荷造せねばならぬ。價額四十弗以下の見本を小包便として送る場合は、商業送状の添附を要する。

五、諸證明上使用する度量衡は「メートル」制、貨幣單位は圓貨又は米弗。

ウルグアイ

一、貨物輸出上の必要書類

(イ) 原産地証明書 三通一組の原産地証明書を領事に提出し、査證を受けねばならぬ。記載國語は原産地の國語を用ふるも差支へないが、西語又は佛語の方が宜い。証明書には、マーク、番號、個數、荷造及内容の種類、各個の才積、總量及純量、商品の原産國名、總價額、荷受人名、船積港及到着港名を書くことになつて居る。

査證料は一弗十五仙、特別寫も同様、小包郵便に添附すべき原産地証明書の査證料は〇弗五十仙である。

貨物通關の場合、税關は原産地証明書を要求はせぬが、出荷人は、一通の寫を「ウルグアイ」の荷受人宛船積書類中に封入する必要がある。

(ロ) 商業送状 領事送状は必要でないが、商業送状は一々正確を期し、輸入者に對し罰金を蒙らすことのない様に注意せねばならぬ。蓋し輸入者は専ら送状面の記載に依頼して申告するからである。

(ハ) 船荷證券 一通乃至三通の原本と二通の追加寫を一組とし、領事査證を受くるを要する。船荷證券には正確に、個數及荷造の種類、メートル法にて總量及純量、才積、マーク及番號、價額及商品の詳細なる記述をなさねばならぬ。

(ニ) 小荷物領收證
小荷物の場合は、小荷物領收證に領事の査證を受け原産地證明記を添附する規定である。

(ホ) 衛生證明書

植物、生果實及家畜の貨物には、領事の査證した衛生證明書の添附が必要である。

二、原産地標記

商品上或は包装上に本邦産なる旨の表示の必要はない。

三、荷造

總量、法定量又は純量で課税せらるるから、荷造に関する注意事項は智利の場合を参照せられたい。

四、小包郵便

重量二十二封度以下の貨物は、小包郵便を以て發送し得るが、書留となすことは不可能である。

原産地證明書の原本は小包と同時に送り、副本はウルグアイ税關の税關長宛に送られる。數個の荷物でも、發送人、荷受人共同一人なるときは、全部に對し一枚の原産地證明書があれば足りる。

五、見本

商業無價値の見本は重量十八オンス、容積十二×八×四吋迄見本として送付することが出来る。見本は一切の書類も、税關手續も免除せられ且つ郵税も安し。見本には“*Muestras sin valor*”と表記し、容易に検査し得る様荷造せねばならない。小包便、急行便、又は船便に依る見本は、普通商品と同様の書類を要求せられる。明白に無價値又は價格五弗以下の見本は、無税にて輸入が出来る。商業上價値ありと認定せられた見本は、同種商品に賦課せらるると同一の輸入税を支拂はねばならぬ。但し右の場合、「マーク」を付け、「スタンプ」を押し汚損等の手段に依り、全然販賣し得ない様にしたものは勿論無税である。

パラグアイ

一、貨物輸出上の必要書類

(イ) 領事送状 西語を以て認められた原本一通、寫三通一組の送状に同國領事の査證を受くる要がある。査證料は一組につき三金ペソ(邦貨約十二圓)。領事送状の記載事項及其注意すべき點は左の通りである。

第一項 出荷人及荷受人名、送状作成地名、パラグアイ國仕向地名、送状作成日付、送状の各頁數並に數枚に亘るときは總頁數を記す。

第二項 送状面の荷印に關し、「NO MARK」或は是に類似の表示方法を許さなす。但し貨物が「バラ積」の場合には此限りでない。

第三項 貨物容器の番號に關し、一個以上の貨物に同一番號を附し又は「NO NUMBER」とすることは原則である。但し「バラ積」の場合には此限りでない。

第四項 貨物個數の表示は同一貨物の場合は「何個」と記載することが出来るが、一箱中に異なる内容の詰合せは箱別としなければならぬ。

第五項 貨物容器の表示は小函、箱、俵、袋、桶、籠等の如く明瞭に表示するを要する。

第六項 貨物の内容に關し、原料又は天産物に對しては構成物及び固有名詞を明記し、單に燃料、穀類、金屬と云ふ如く總括的表示をなすを許さない。製品に對しては構成及原料名及び既成状態を表示する取引慣習上使用せらるる品名を記載し、而して金物、食料品と云ふが如き抽象的呼稱を避け、必ず「一平方米何

瓦の綿織物又は絹織物、「絹靴下」、「トマト罐詰」等の如く具體的な表示をなすべきである。

第七項 前項内容の申告は一品毎でなければならない。一箱中の詰合品は品毎に申告するのである。

第八項 第六項及び第七項の内容記入は一品毎に送状の行を變へ連續記載を認めない。

第九項 原產地證明書は別に要せぬ代り領事送状に原産地を明記することになつて居る。

第十項 總重量の記載は同一商品のみの場合は、内容記載終末行に並行する「總重量」欄になし、内容の異なるものは別々に記すること、然らずして合計重量の申告は不可である。

第十一項 異種品詰合の場合に於ける總重量は、内容が記載し始められたる同行(線)内の「總重量」欄に記入するを要する。

第十二項 「法定量」(Cantidad Legal)欄には課税單位を表示する數、量(異種詰合の場合は各品毎)を記載すべきであるが、出荷人が課税單位不案内なるか又は無税品なるときは、普通商業送状に記載の數量の外に課税單位の不明な該商品の直接内装込の重量を記入せねばならぬ。

第十三項 商品各個の原價(包装費を含む)を仕入國の貨幣にて記載することが必要である。

第十四項 パラグアイ國入貨直前積替迄の輸送運賃、保険料等の諸經費合計は第十三項規定に準ずる原價記入直後の欄に記入すべきである。

第十五項 第十三項及第十四項の總額は各規定欄内に記載しなければならない。

第十六項 前項規定に依り記載された次欄に積替地より「パラグアイ」國仕向地迄の接續諸掛を積替地の貨幣にて記する要がある。

第十七項 其の他注意事項は左記の通りである。

- 1 規定事項の記載は一面のみとし両面に認むるは不可。各頁には番號を附し若し一頁以上に亘るときは頁總數及び各頁に追番號を附すること。
- 2 送状の末尾には出荷人の署名を忘れてはならぬ。
- 3 領事送状の原本は「タイプライター」にて認めること。其他の寫は此限りでないが、紙質堅牢字體明瞭なること。
- 4 商品の數、量、品質、價額の申告は正確なるを要する(些少の相違にも假借なく罰金が課せられる)。

(ロ) 船荷證券 船荷證券の原本に對する領事査證料は一弗、但し税關の目的にのみ用ふる船荷證券の副狀の査證は無料である。

船荷證券は左記の規定に従ひ作成されなければならぬ。

- 第一項 出荷人又は積出人氏名、荷受人氏名、船積地及び日附、船名、本國仕向地名記載の事。
- 第二項 荷印、B/L一通に一人以上の荷受人又は「バラ積」品を除く外の貨物にして荷印を附せず「NO MARK」の表示は許されなす。

第三項 貨物一個以上のものに對し同一番號を附し又は番號を附せずして「NO NUMBER」の表示は許されなす。

第四項 貨物個數記載のこと(一個中の内容が同一のもの一個以上の場合は合計數)。

第五項 貨物容器の表示が必要(小函、箱、袋、俵等)。

第六項 貨物の内容が若し一個内に一種以上の商品詰合の場合は種屬の總括的名稱例へば化粧品、藥材品等の如く記載して宜し。

- 第七項 貨物の總重量(内容が同一商品の場合)は内容記載終了同界内に記載のこと。
- 第八項 運賃總額
- 第九項 貨物の總個數
- 第十項 通關の爲税關に提出さるるB/Lは特に「フォーム」大さに規定はないが、堅牢な紙質に、インキ又は其他抹消不可能なものにより字體明瞭な西語を以て認むべきである。

二、諸證明書類の記載單位は度量衡メートル法、貨幣單位は「ペソ」である。

三、商品上及包装上に原產地標記をなすべき規定はなし。

四、荷造

パラグアイ國に於ては他の南米諸國と同様輸入税は、貨物の總量又は法定量、純量等の區別に於て課せられる。故に其荷造方法に關しては智利の部を参照せられたい。

要之パラグアイ向貨物は凡て亞爾然丁又はウルグアイの港に於て積替さるべきものであるから、其荷造は特に堅牢なるを要する。

總量に依り課税さるる商品が他の方法(純量、法定量、個數又は従價)に依る商品又は無税品と詰合はされて居る場合は、總量に依り課税さるる商品は其法定量に依り課税され之に規定税額の二十五%の追加費用が加へられる。若し又等しく總量に依つても其税率の異なる商品が詰合はされて居る場合は、外装の重量は各品の法定量に按分して課税される。

五、小包便

二十二封度以下の小包は小包便にてパラグアイ向發送出来るが書留となすことは出来ない。小包便には商業

送状二通が必要である。
六、見本

商業上の価値なき見本は重量十八オンス、容積十二×八×四吋迄見本便にて發送することが出来る。見本便は一切の書類及税關手續を免除せられる。之等見本には "Muestras sin Valor" と記し、容易に内容の検査が出来る様荷造ることが肝要である。

小包便、急行便及船便にて送付せる見本は同一方法に依る普通商品と同様の書類を必要とする。商業の価値なき見本は無税にて輸入が出来るが、商業上の価値ある見本は普通商品同様課税される。

各 國 輸 入 手 續 要 覽

不 許
複 製

昭和九年十月二十日 印刷
昭和九年十月廿五日 發行

定價金貳圓八拾錢

編纂者 東京市京橋區木挽町 商工省貿易局

發行者兼 東京市神田區一ツ橋教育會館内 平尾佐一

印刷所 東京市赤坂區青山南町二ノ一六 愛光堂印刷社


9.10.27

發行所

東京市神田區一ツ橋教育會館内

内外商工時報發行所

電話九段(33)自四一五一番
至四一五五番
振替口座東京五九九三二番



667
146

